附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年十月十六日から施行する。

（道路運送法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に道路運送法第七十九条の登録を受けている自家用有償旅客運送者は、第一条の規定による改正後の道路運送法施行規則（以下「新道路運送法施行規則」という。）第五十一条の十三第一項第五号の規定にかかわらず、同法第七十九条の七第三項の規定による届出を要しない。

2　新道路運送法施行規則第五十一条の十七第二項の規定は、この省令の施行の際現に自家用有償旅客運送者が特定事務所ごとに選任している自家用有償旅客運送自動車の運行管理の責任者に係る当該責任者の数の下限については、適用しない。

3　前二項の規定にかかわらず、新道路運送法施行規則第五十一条の十七第二項の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法第七十九条の七第三項の規定により、新道路運送法施行規則第五十一条の十三第一項第五号に掲げる事項（特定事務所ごとの同時に運行する自家用有償旅客運送自動車の最大の数に係る部分に限る。）を届け出なければならない。

4　新道路運送法施行規則第二号様式は、この省令の施行の日以後に自家用有償旅客運送者登録簿にする登録について適用し、この省令の施行の日前に自家用有償旅客運送者登録簿にした登録については、なお従前の例による。

（国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に国家戦略特別区域法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の登録を受けている自家用有償観光旅客等運送者は、同項の規定により道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送とみなされた自家用有償観光旅客等運送について適用する新道路運送法施行規則第五十一条の十三第一項第五号の規定にかかわらず、国家戦略特別区域法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送とみなされた自家用有償観光旅客等運送について適用する新道路運送法施行規則第五十一条の十七第二項の規定は、この省令の施行の際現に自家用有償観光旅客等運送者が乗車定員十一人以上の自家用有償観光旅客等運送自動車の運行管理の責任者に係る当該責任者の数の下限については、適用しない。

3　前二項の規定にかかわらず、国家戦略特別区域法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送とみなされた自家用有償観光旅客等運送について適用する新道路運送法施行規則第五十一条の十七第二項の規定の適用を受けようとする者は、国家戦略特別区域法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の七第三項の規定により、新道路運送法施行規則第五十一条の十三第一項第五号に掲げる事項（乗車定員十一人以上の自家用有償観光旅客等運送自動車の運行を管理する事務所及び乗車定員十人以下の自家用有償観光旅客等運送自動車五両以上の運行を管理する事務所ごとの同時に運行する自家用有償観光旅客等運送自動車の最大の数に係る部分に限る。）を届け出なければならない。

4　第二条の規定による改正後の国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則第一号様式は、この省令の施行の日以後に国家戦略特別区域法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法を適用する場合における同法第七十九条の三第一項の自家用有償旅客運送者登録簿にする登録について適用し、この省令の施行の日前に当該自家用有償旅客運送者登録簿にした登録については、なお従前の例による。

法規的告示

○厚生労働省告示第三百五十五号

医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を次のように定める。

令和八年九月十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示

（医療提供体制の確保に関する基本方針の一部改正）

第一条　医療提供体制の確保に関する基本方針（平成十九年厚生労働省告示第七十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
この基本方針は、我が国の医療提供体制に対する国民の安心、信頼の確保に向けて、地域医療構想及び医療計画の中で医療機能の分化・連携を推進し、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保（以下「医療提供体制の確保」という。）を図るための基本的な事項を示すものである。	この基本方針は、我が国の医療提供体制に対する国民の安心、信頼の確保に向けて、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進し、地域において切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保（以下「医療提供体制の確保」という。）を図るための基本的な事項を示すものである。